

## 9 空き家にお困りの方へ

### 老朽危険家屋除却費（不良住宅対象）助成

老朽化により危険な状態にある家屋について、所有者による自主的な対応を促すことにより、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的として、当該家屋の除却に係る費用の一部を助成しています。

#### 対象となる方

- 個人または中小企業者（ただし、宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営む者を除く。）であること。
- 個人の場合は住民税を、法人の場合は法人住民税を滞納していないこと。
- 当該除却対象建築物の所有者（共同所有している場合は、全ての共有者によって合意された代表者）であること。

#### 対象となる建築物

墨田区内に存する不良住宅<sup>\*1</sup>

※物件の使用・不使用を問いません。また、築年数等の条件もありません。

- \* 1 住宅地区改良法施行規則に掲げる別表「不良度の測定基準」に基づく判定で、不良度の評点が100点以上であるもの

#### 対象となる工事

- 当該除却対象建築物の全部を除却（解体）し、更地とすること。
- 助成を受けようとする年度の2月末日までに工事を完了できること。
- 区の助成承認後に着工すること。

※承認前に着工したものについては、助成対象となりません。

#### 助成率および金額

対象建築物の除却工事に要した費用の1/2で上限50万円

※無接道敷地<sup>\*2</sup>に存する不良住宅については100万円

- \* 2 建築基準法第43条各項のいずれにも該当せず、再建築不可の土地

#### 注意事項

物件の不良度を判定するために、区職員または区が委託した者により、現地調査を行う場合があります。その際には、当該物件の存する敷地内または当該物件内部への立入りについて、同意願います。

#### 問合せ

安全支援課 安全支援・空き家対策係 ☎03-5608-6520（庁舎5階）

● 区公式ホームページ



## すみだ空き家等ワンストップ相談窓口（すみだ空き家相談処）

「すみだ空き家相談処」\*は、区の空き家問題に対して、法律、建築、お金等の様々な分野の専門家が連携し、個別の事情に寄り添った助言や支援を行うことができる区公式のワンストップ相談窓口です。

窓口では、皆様一人ひとりに合った解決策を検討し、お手伝いをします。空き家に関する悩みをお持ちの方は是非一度、「すみだ空き家相談処」にご連絡ください。

\* 区の委託を受け、（一財）墨田まちづくり公社が運営しています。

### とき

午前9時～午後5時（月～金曜日）

### ところ

（一財）墨田まちづくり公社 京島事務所内（墨田区京島 2-15-5）

### 相談内容

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ● 空き家の管理     | （例）相続登記、空き家管理の案内       |
| ● 空き家の活用     | （例）リフォーム、空き家を貸す。       |
| ● 空き家の売却     | （例）査定、不動産業者の紹介         |
| ● 空き家の処分     | （例）解体、家財等の処分           |
| ● 空き家のお金     | （例）補助金・支援制度の案内         |
| ● 将来的な空き家の予防 | （例）相続に関する相談、予防策の案内     |
| ● 迷惑空き家の悩み   | （例）近隣に危険な空き家があって困っている。 |



### 問合せ

- （一財）墨田まちづくり公社 京島事務所 ☎03-3617-2262
- 区公式ホームページ
- 安全支援課 安全支援・空き家対策係 ☎03-5608-6520（庁舎5階）

